

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金七百萬元也

一 起債目的 辺地対策事業費に充当するため。

一 利率 年壹割以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和三十七年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法 借入先の貸付条件による。

但し財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮

一 償還財源

し、若しくは低利債に借換えることができる。
 税金その他一般大入

昭和三十七年十二月三日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十七年十二月三日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

